

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「勤務時間条例第九条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に超過勤務（勤務時間条例第九条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「勤務時間条例第九条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外において再任用短時間勤務職員等に勤務すること」を「再任用短時間勤務職員等に超過勤務」に改める。

第九条の五第二項中「第九条の三第一項」を「第九条の四第一項」に改め、同条を第九条の六とし、第九条の二から第九条の四までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第九条の二 任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十三条第三項の規定に基づく場合に限る。第四項から第六項までにおいて同じ。）には、次の各号に掲げる時間の範囲内で超過勤務を命ずるものとする。

一 一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

二 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

2 任命権者は、前項に規定する場合において、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の量の増加その他の一時的又は突発的に業務量が増える状況により同項に規定する時間を超えて勤務させる必要があるときは、同項に規定する時間にかかわらず、職員に次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内で超過勤務を命ずるものとする。

一 一箇月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

二 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四

箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六箇月

3 任命権者は、前二項の規定により職員に超過勤務を命ずる場合は、必要最小限のものとする。

4 任命権者は、特例業務（災害への対処、防疫措置その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に超過勤務を命ずる場合において、第一項各号及び第二項各号に規定する時間又は月数（以下この条において「上限時間等」という。）を超えて超過勤務を命ずる必要があるときは、第一項及び第二項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に超過勤務を命ずる場合において、上限時間等を超えて超過勤務を命ずる必要があるときとして人事委員会が定める場合も、同様とする。

5 任命権者は、前項の規定により、上限時間等を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第九条の二第二項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。

）」とする。